

(ポイント)

●ネパール政府による、6月24日(水)当地発、日本行きチャーター便を利用する方で既にご連絡を頂きましたカトマンズ外からカトマンズに来られる方につきましては、以下の必要書類・情報を用意の上、現在滞在中の各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得して頂きますようお願い致します。

●CDOによっては、通行許可証発行まで時間がかかる可能性もございますので、お早めに申請されることをおすすめします。なお、CDOへの通行許可証申請につきましては、現在滞在中で当館に連絡をされた郡のCDOで申請を行って頂きますようお願いいたします。内務省から指示されるのは当館へご連絡頂いた郡のCDOのみとなります。

●カトマンズ市内のロックダウンは緩和されましたが、日本行きチャーター便を利用する方でカトマンズ市内から空港への移動については、当館が発出したレターを当館ホームページに掲載しておりますので、必要な方は、本レターを持参の上、各自で空港まで移動して頂きますようお願い致します。

#### 在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-64)

#### ネパール航空の日本行きチャーター便の運航について(その3)

1 当館から発出した「ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-61)」において、当館へ情報提供いただいた方におかれましては、内務省から各CDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)に対して、6月24日(水)当地発、日本行きチャーター便を利用する日本人に通行許可証を発行するよう指示したとの連絡がございました。

つきましては、6月24日の日本行きチャーター便を利用する方で既に当館へご連絡頂きましたカトマンズ外からカトマンズに来られる方におかれましては、以下の必要書類・情報を用意の上、現在滞在中の各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得して頂きますようお願い致します。

なお、CDOへの通行許可証申請につきましては、現在滞在中で当館に連絡をされた郡のCDOで申請を行って頂きますようお願いいたします。内務省から指示されるのは当館へご連絡頂いた郡のCDOのみとなりますので、ご注意下さい。

また、CDOによっては下記以外の書類・情報を求められたり、通行許可証発行までに時間がかかる可能性もございます。そのため、お早めに申請を行っていただくとともに、事前に各CDOに必要書類・情報につきご確認されることをおすすめします。

#### ・必要書類

- (1) 当該日本人のパスポート原本
- (2) 使用する車両の車両番号
- (3) 車両を運転する運転手の氏名、連絡先及びID番号

(4) 当館から外務省経由で内務省に送付したオフィシャルレター（以下の当館HPから印刷可能です）

(当館HP)

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100065749.pdf>

(5) 航空券のEチケット

(6) カトマンズでの宿泊先の情報

(7) ネパールのビザ

また、CDOによっては、新型コロナウイルスの感染拡大措置のため、CDOへの入館が困難な場合もございますので、以上の情報をデータ送信できるような機器類をお持ちいただければと思います。

2 カトマンズでの宿泊先の情報については以下のネパール観光庁のサイトをご参照していただければと思います（ページの真ん中付近に「WHERE TO STAY & EAT」と書かれており、その下にカトマンズのホテル情報がございます）。

(ネパール観光庁)

<https://strandedinnepal.com/>

3 なお、新型コロナウイルスの影響でネパール国内の移動が厳しく制限されています。通行許可証を発行するのはネパール政府ですので、通行許可証が発給されない場合は、当館では一切の責任を負いませんので、ご理解願います。

また、ネパール警察によりますと、先日、通行許可証を所持せずにカトマンズ盆地内に入ろうとした者らが数名逮捕されたとのことでした。

CDOにおいて通行許可証の取得申請を行う際には、必ず移動予定者全員の必要書類を滞在先のCDOに提出していただくようお願いいたします。

4 カトマンズ市内のロックダウンは緩和されましたが、日本行きチャーター便を利用する方でカトマンズ市内から空港への移動については、当館が発出したレターを当館ホームページに掲載しておりますので、必要な方は、本レターを持参の上、各自で空港まで移動して頂きますようお願い致します。

(当館HP) <https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100059180.pdf>

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。（オンライン在留届HP：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

※短期渡航者の方でたびレジの登録がお済みでない方は、緊急時の連絡、安否確

認、支援のためにたびレジの登録をお願いいたします。(たびレジHP：  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。(了)